

第10章 安全保障の市民的視点

——ミリタリー、市民、日本国憲法

君島東彦

日本国憲法の平和主義は、……平和構想を提示したり、国際的な紛争・対立の緩和に向けて提言を行ったりして、平和を実現するための積極的行動をとるべき」とを要請している。すなわち、そういう積極的な行動をとることの中に日本国民の平和と安全の保障がある、という確信を基礎にしている。

(芦部信喜『憲法 新版補訂版』一九九九年)

はじめに

本章の目的は、日本国憲法の平和主義／安全保障構想を、グローバルな市民社会の立場に立つ安全保障の理論および実践と関連づけて、再定位することである。といつても、日本国憲法の平和主義／安全保障構想が何であるかについて、少なからぬ見解の相違があり、またなぜグローバルな市民社会の安全保障理論・実践と関連づけるのか、説明が必要であろう。

ここで強引に整理するならば、日本国憲法の平和主義／安全保障構想については、軍事力の位置づけをめぐって、見解が大きく三つに分かれる。第一に、憲法九条の本来の意味を尊重して、一切の軍事力

水島朝穂稀
『シリーズ 日本の安全保障』
立憲的ダイナミズム
岩波書店 2014年

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

を認めない立場がある。これは自衛隊違憲論であり、絶対平和主義である。第一に、憲法九条の制約と自衛隊の存在・活動を両立させようとする立場がある。日本政府の憲法解釈はこれであり、この立場に立つ憲法学説もある。第三に、憲法九条の制約は「特殊戦後日本の」であり、憲法九条を改正して「国際標準の普通の国」になるべきだという立場がある。これは日本国憲法の平和主義の枠を超えている。本章が議論の対象とする平和主義／安全保障構想は、第一の自衛隊違憲論と第二の日本政府解釈および憲法学説である。また、本章がグローバルな市民社会の安全保障理論・実践を参照するのは、長期的な人類史の視点に立ったとき、それがもつとも根源的、本質的な安全保障論だからである。そして、グローバルな市民社会に立脚する安全保障論に照らしたとき、日本国憲法の平和主義／安全保障構想はよりよく理解できると思われる。「平和を愛する諸国民(people)の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という日本国憲法前文の言葉は、われわれの安全はグローバルな市民社会に依拠している、ということを示しているであろう。本章の焦点は、軍事力(ミリタリー)、文民・市民、そして日本国憲法の平和主義の三者の関係を、現在の世界政治のダイナミックスの中で、人類史の方向性を意識しつつ位置づけるということである。

1 軍事力の有効性が失われた世界

冷戦構造とは何であったか

いま「安全保障」(security)という言葉が多用されるのは、第二次世界大戦後の世界が「戦争」という

言葉を忌避して「防衛」と言い換え、一九四七年制定の米国の国家安全保障法が「国家安全保障」(national security)という言葉を普及させたからである。安全保障とは第一に軍事力による国家安全保障を意味する。同時に、安全保障という言葉を導入した時点で、「社会保障」(social security)との連続性が示唆されており、この傾向は後に「人間の安全保障(human security)」論として発展・深化した(古関二〇一三)。

いまとなつては忘れられたが、近代国際関係とは「戦争システム」であった。主権国家間の紛争解決および秩序形成は最終的には戦争による。しかし第一次世界大戦のような総力戦にいたると、紛争解决あるいは秩序形成の手段としての戦争は犠牲・コストが大きすぎて、もはや合理性を持ちえないくなる。ここにいたつて、国際連盟および戦争放棄に関する条約(不戦条約、一九二八年)が出てくる。侵略戦争を持つようになるのは、不戦条約の影響が大きい。しかし、それでもなお第二次世界大戦を防ぐことはできなかつた。より大きな軍事力＝破壊力の追求は、核エネルギーを利用する核兵器の開発・使用に行き着き、人類絶滅の可能性を主権国家が持つという事態になつた。原子爆弾を開発した米国のマシハッタン・プロジェクトの最終段階、一九四五年三月、マンハッタン・プロジェクトの科学者たち——ニールス・ボーア、ロバート・オッペンハイマー——は、原爆が国家主権の概念の再定義を迫ることに気づいていた(バード&シャーウィン二〇〇七：第二章)。

冷戦時代、米ソ間では、巨大な破壊力を持つ核兵器が対峙して、ワシントンとモスクワを互いに人質にすることによつて戦争を防ぐ、核兵器による相互抑止の構造が成立していた。各種の核兵器、通常兵

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

器の応酬が最終的に米ソの戦略核兵器の応酬にエスカレートするように軍事戦略が組み立てられ、またそれに軍事テクノロジーのネットワークが連動して、最終的な米ソ共滅、さらには人類絶滅の恐怖によつて、米ソ間で軍事力行使ができない構造になっていた。破壊力のより大きな兵器の追求の結果、核兵器が開発されたが、核兵器はもはや軍事的合理性を超えてしまい、使えない兵器となつた。冷戦時代、国家はさまざまな制約のもとにおかれ、軍事力行使が大きく制約されていた(内藤一九八五)。

冷戦時代の世界は、見方によつては皮肉な世界である。人民自決を重視する国連システムのもとで、脱植民地化、主権国家の普遍化が進行した。しかし、多くの旧植民地＝途上国——世界の〈周辺〉——においては、暴力を独占する政府の樹立、経済的自立は大きなチャレンジであつて、なかなか達成できなかつた。国際社会の規範、国際法規範が、これら「疑似国家」(quasi-states)を主権国家たらしめていた(Jackson 1990)。これらの「疑似国家」は、実態はともかく、国際社会が主権国家と認めるから主権国家なのである。他方で、前述したように、米ソを中心とする先進国——世界の〈中心〉——においては、核兵器の相互抑止の構造ゆえに、米ソおよびその同盟国間では軍事的主権を容易に行使できず、いわば「半主権国家」状態におかれていた。それと同時に、米ソは第二世界への介入——武力介入も含めて——を辞さなかつた(ウェスタッド1010)。

冷戦後における軍事力のアンビバレンス

冷戦後、米ソからの経済援助がとまつたため、「疑似国家」は国内を統治できない「破綻国家」(failed states)となつた。また同時に、冷戦時代から国家の枠組みではコントロールできない暴力の拡散が見ら

れ、準軍事組織(paramilitary groups)、武装ゲリラ組織等の世界的な存在も顕著である。そして、これらの集団と国家との武力紛争をも含めて、「低強度紛争」(low intensity conflict: LIC)という概念が使われてきた。冷戦後、低強度紛争に分類されるタイプの武力紛争が頻発したことを捉えて、国際政治学者のメアリー・カルドーは「旧い戦争」「新しい戦争」という認識を示している(Kaldor 1999)。

冷戦後、国連安保理の機能回復と相まって、国連PKOが増えた。そして、国連の内外で、国家の主権を国家の「住民保護責任」(responsibility to protect)に読み替える議論が進展し、この責任を果たせない国家に対しても、国連からの軍事力行使——「人道的介入」——が承認されるという議論がなされていく。米ソの全面核戦争へのエスカレートの可能性が減少したため、紛争解決および秩序形成の手段として軍事力行使が復権したかのようである。しかし、冷戦後、軍事力行使は本当にその有効性を回復したのであろうか。湾岸戦争からイラク戦争にいたる軍事力行使の事例を見て、軍事力行使が紛争解決あるいは秩序形成に貢献したという評価ができるかどうか、難しい。NGOクリスチャン・ピースメーカー(Christian Peacemaker Teams)の一員として、過去二年間にわたつてイラクの民衆に寄り添い、イラクの状況を見てきた米国の平和活動家、ペギー・フォード・ギッシュは、米国を始めとする諸国の軍事力行使がテロを抑制してイラクの秩序回復に貢献したとはいえないと述べている(Gish 2013)。そして彼女は、「イスラム国」に対する米国等の空爆はテロリズムを封じ込める」とにはならず、むしろテロを拡散・強化する」とになるだらうと予想している(HRL⁽¹⁾)。

2 解放としての安全保障

安全保障の根源的な理解

軍事力による国家安全保障のパラダイムの克服をめざす日本国憲法の平和主義／安全保障構想にとって、人間の安全保障論はもちろん親和性が高いが、本章がより注目するのは、批判的安全保障研究(critical security studies)の見方である。批判的安全保障研究は、より根源的に国家安全保障のパラダイムを克服しようとしており、安全保障を解放(emancipation)として捉える。ハの潮流の主唱者、ケン・ブースは一九九一年一〇月、次のように述べている。

解放とは、人々が本来自由にならうことを妨げる物理的、人間的な制約から人々——個人として集団として——を自由にすることである。戦争や戦争の脅威はそのような制約の一つであるが、同時に、貧困、政治的抑圧等も制約である。安全保障と解放はコインの二つの面である。権力や秩序ではなくて、解放が真の安全保障を生み出すのである。理論的にいえば、解放が安全保障である(Booth 1991: 319)。

ハの潮流の論者の一人、アンソニー・バークの近年の議論もケン・ブースの主張を敷衍するものである(Burke 2013)。彼によれば、われわれの不安全の根源は、通常兵器あるいは核兵器を持つ敵国ではない、という事実は隠されている。バークは以上のように述べている。

安全保障コスマポリタニズム

現在の世界の暴力の拡散、安全保障の脅威は、およそ国家の枠組みで封じ込める」とができるような状態ではない。また、テロの脅威に対しても軍事力行使で対抗しうるかどうか、疑わしい。国連憲章七章の枠組みで本当に平和をつくることができるのかどうか。国連の集団安全保障とは強者の利益を擁護するものでしかないのではないか。バークが提唱するのは、「安全保障コスマポリタニズム」(security cosmopolitanism)である。バークのいう「安全保障コスマポリタニズム」は、ブースおよびカルドーの議論をさらに推し進めるものであるが、強引にまとめると、次のような要素を持つていると思われる。すなわち、①国家の答責性の追求、国家主権および企業の権力の縮小、②国連安保理における大国支配の変革、世界市民による国連のコントロール、③世界でもっととも周辺化され弱い立場に置かれた人々——マインオリティ、先住民、貧困層、女性等々——の安全の重視、④すべてのアクター——国家、ミリタリー、企業、N G O等——の将来世代および地球生態系に対する責任の自覚、⑤世界市民の越境的連帯による

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

下からの世界秩序の変革、以上である。

本章は、日本国憲法の安全保障構想——軍事力依存を極小化し、「平和を愛する諸国民(peoples)の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」する——にもつとも適合的な安全保障論として、批判的安全保障研究の「解放としての安全保障」論と安全保障コスモポリタニズムがあると考えている。

欠乏からの自由、恐怖からの自由

解放として安全保障を捉えた場合、われわれの理論と実践にとって一つの参照点となりうるのは、ルーズヴェルト大統領の「四つの自由」概念であろう。一九四一年一月の時点で、米国連邦議会への一般教書演説の中で、ルーズヴェルトは四つの自由が戦後世界秩序の基礎となると述べた。すなわち、①全世界における言論と表現の自由、②全世界における信仰の自由、③全世界における欠乏からの自由(生存権)、④全世界における恐怖からの自由(他国への武力攻撃を防ぐような世界的な軍縮)。これら四つの自由の概念が戦後世界秩序を方向づけたことは疑いない。一九四八年の世界人権宣言をはじめ、一九九〇年代以降の人間の安全保障論においても、欠乏からの自由と恐怖からの自由を実現することが課題として意識されている(Shulman 2008)。解放としての安全保障とは、まさに四つの自由が保障されている状態であるといつてよいかもしない。

平和的生存権——その軌跡と現段階

四つの自由に立脚する世界秩序が主張されたとき、日本と米英等との戦争はまだ始まっていなかつた

が、その後、日本は連合国に敗北して、四つの自由に基づく連合国の枠組みに包摂された。一九四六年日本国憲法前文に「われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という文章が含まれている。「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」、すなわち平和的生存権は四つの自由に由来する。あるいは、日本国憲法の人権規範および九条は、四つの自由の具体化ともいえよう。なぜならば、言論と表現の自由、信仰の自由は自由権であり、欠乏からの自由は社会権であり、恐怖からの自由は軍縮、非軍事化であるといふからである。

四つの自由に立脚する世界秩序を提唱した米国自身は、その後、核兵器の開発・使用を経て、むしろ全世界における恐怖からの自由を脅かす軍事大国(national security state)と化した。四つの自由を実現していく重要なアクターは米国政府ではなくて、米国市民の運動——黒人の権利闘争、ベトナム反戦運動等々——、米国の市民社会であるということである。

日本国憲法九条を実現しようとする戦後日本の憲法訴訟の中から、憲法前文に規定された「平和のうちに生存する権利」、平和的生存権が確認され、平和を人権として捉える見方が深められてきた(深瀬一九八七、小林二〇〇六)。日本の憲法研究者、法律家、市民が、一九六〇年代からこのよ⁽²⁾うな議論をしきたことは、人類史的にみて先駆的であるといえよう。日本で議論・主張されてきた平和的生存権の内容は、論者によつて見解の違いがあるが、大づかみにいえば、戦争およびミリタリーの暴力から解放される個人の権利といえよう。

一九八〇年代から国際社会においても、平和を権利として捉える議論が展開している。一九八四年の

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

国連総会決議「人民の平和への権利宣言」があるが、近年ではスペイン国際人権法協会というNGOが、二〇〇六年から国連人権理事会を主たる舞台として、平和への権利国連宣言を作成すべく、活発なキャンペーンを行っている(笠本・前田編著二〇一二、反差別国際運動日本委員会編二〇一二)。日本の法律家のNGOもこの動きに合流して、世界的な世論形成の努力をしているが、米国政府、EU諸国政府、日本政府はこの動きに対し冷淡である。これらの諸国政府は、「人権としての平和」「平和への権利」の考え方方に抵抗している。現在、グローバルな市民社会、国家、国連の間で、平和への権利をめぐるダイナミックな世界政治が進行しているのである。

平和的生存権、あるいは平和への権利のエッセンスは、個人あるいはその集合体としての人民が、戦争およびミリタリーの暴力から解放される権利、構造的暴力から解放される権利を、政府に対して認めさせるというところにある。政治学者の千葉眞は、平和的生存権を、カントが提言した世界市民権の一つとして捉えて、この世界市民権を諸国家、国際機構、グローバルな市民社会のそれぞれが保障するような世界秩序の追求を示唆している(千葉二〇〇九・第七章)。

グローバルな市民社会による国家の軍事力のコントロール

以上の議論にもとづいて、ここで簡潔に整理しておきたいのは、平和／安全保障の追求における市民社会の中心性である。「平和運動とは、戦争システムとしての国際関係の克服を目指し、政治権力に対する市民社会を基盤とする、いわば国際市民社会運動と言いたい得る」(藤原二〇一四・九三)。本章が重視するのは、軍事力に依存して、互いに兵器を対峙させる諸国政府を、トランサンショナルな、グローバ

ルな市民社会が抑え込んでいくという構図である。われわれにとっての脅威は、敵国の兵器や軍隊ではなくて、互いに対峙する兵器システム、戦争システムなのである。

3 ミリタリーの変容、文民による平和維持活動

人間の安全保障アプローチによるミリタリーの変容

「新しい戦争」の概念を提起したカルドーの議論は、われわれが二一世紀の安全保障を考える際に、参照しないわけにはいかないものである。彼女は、二一世紀の平和維持・平和構築の活動において、ミリタリーと民間人の双方に適用されるべき行動原理として人間の安全保障アプローチを定式化・提案している。彼女の人の安全保険アプローチをミリタリーに適用すると、ミリタリーは根本的な変容を遂げると思われる。彼女のいう人間の安全保障アプローチは次の六つの原則である(Beebe and Kaldor 2010: 8-9)。

- ① 人権の第一義性。ミリタリーの目標は民間人の保護であり、敵の打倒ではない。絶対に必要で適法な場合でない限り殺害は避けるべきである。いわゆる付隨的損害は許容できない。
- ② 正統な政治的権威。ミリタリーの目標は政治過程のための空間をつくりだすこと、政治的解決を準備する」とであり、敵に勝利することではない。
- ③ 下からのアプローチ。不安全な地域に住む人々自身が問題を解決しなければならない。外部の

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

人間は地元の人々の求めているものを理解しなければならない。

④ 多国間協調主義。国際法、国連の枠組みの中での政策調整が必要である。

⑤ 国家より大きな地域規模で考える。不安全の要素は、難民、犯罪者・過激派ネットワーク等を通じて国境を越える。

⑥ 文民による指揮命令。ミリタリーの交戦規定よりも警察の行動規範に近い行動基準になる。

カルドーは冷戦後の「新しい戦争」の観察と考察の中から、このよつたミリタリーの変容を提案しているわけである。これまでのミリタリーのあり方——装備と行動——では、現在世界で起きている紛争を解決したり、秩序を回復したりできないというのが彼女の痛切な認識である。カルドーの人間の安全保障アプローチによれば、ミリタリーの装備と行動は、敵を打倒するものから法を執行する警察に接近してくるといえよう。

彼女は「究極の武器とは、人間の命は本質的に平等であるということを認める心構えである」と述べている。それは、われわれはみな——英国人も米国人もアフガン人もイラク人もひとしく——人類共同体の一員であるという認識である。将来の脅威に対処しうる究極の武器は、もはや軍事的な意味での武器ではないだろうと彼女はいうのである(Beebe and Kaldor 2010: 197-202)。

憲法九条の制約下にある自衛隊

カルドーの人間の安全保障アプローチによるミリタリーの変革の提案を知ったわれわれは、日本の自

衛隊を連想する。日本の自衛隊は独特の実力組織である。これまでの日本政府の解釈によれば、第一に、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は、憲法九条二項が保持を禁じる「戦力」に当たらず、同項に違反する存在ではない、第一に、このような自衛隊は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合にこれを排除するための必要最小限度の実力の行使、すなわち個別の自衛権行使する場合を除き、武力行使は許されない、ということである。第一点は自衛隊違憲論、絶対平和主義の立場から批判され、第二点は「国際標準の普通の国」論の立場から批判される。

第一点について、「一〇一四年七月一日の閣議決定「國の存立を全うし、國民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」」は、許容される必要最小限度の実力の行使の範囲を拡大する憲法解釈を提示している。

しかし、七月一日の閣議決定の後においてもなお、自衛隊は憲法九条の制約下にある。自衛官の武器使用は制限され、自衛隊の行動が他国の武力行使と一体化しないように制約されている。憲法九条があるかぎり、そして軍事裁判所が導入されないかぎり、自衛隊は完全な軍隊にはなりえない。カルドーの人間の安全保障アプローチによるミリタリーの変革は、ふつうの軍隊が自衛隊的な方向へ変わることを意味するようと思われる。そう考えると、憲法九条の制約のもとにある自衛隊は実は「先進的」な実力組織であるともいえよう。

これに関連して、戦後日本の安全保障に関する米国の政治学者、ピーター・カツツエンスタインの觀察・分析は興味深い(Katzenstein 1996)。彼は戦後日本の警察と自衛隊が暴力の使用を極度に抑制してきたこと、その非暴力的なあり方——戦後日本の「安全保障文化」(the culture of national security)——は世

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

界的にみて注目に値すると述べている。カツツエン・スタンの議論のポイントは、戦後日本の安全保障政策を左右したのは社会規範、文化的要素であるといつて、「あるが、彼が戦後日本の非暴力的なあり方を肯定的に評価している」とは見落とせない。

文民による平和維持活動——グローバルな市民社会による暴力の抑制

冷戦時代は米ソ核戦争へのエスカレートを恐れて封じ込められていた武力紛争、内戦が、冷戦後に表面化し、また同時に国連安理会の活動も活発になり、紛争地に派遣される国連PKOも格段に増えた。日本の自衛隊も、憲法九条の制約と両立するかたちのPKO派遣が追求され、一九九二年のカンボジアPKOを皮切りに、各地のPKOに派遣されてきた。

平和維持活動はいま、二つの方向への展開可能性を示していると思ふ。一つは、停戦監視的、再発予防的なPKOではなくて、武装勢力に対する攻撃を容認する方向性、あるいは文民保護のための実用行使を容認する方向性である。これは、国連コング安定化派遣団(MONUSCO)に対して、武装勢力への攻撃(「無力化」)を任務とする「介入部隊」(Intervention brigades)の設置を承認した国連安理会決議2098(2013年)、あるいは、国連南スリランカ派遣団(UNMISS)について、文民保護のための実力行使を容認した国連安理会決議2155(2014年)等が示している。この方向性がどれほど有効性を持っているか、われわれは事態を見極める必要がある。

もう一つの方向性は、文民による平和維持活動の可能性である(Wallis 2010)。国連、EU、あるいはOSCE(歐州安全保障協力機構)が紛争地に派遣する監視団や検証団の中には、軍事要員ではなくて文民

で構成されたものも少なくなく、文民であっても、暴力の抑止に一定の役割を果たしている。ミリタリーであれ文民であれ、平和維持活動は暴力を減少させるためにさまざまな手法、手段を用いる。そして更なる暴力を予防ないし抑止するために、すべての手法、手段を使い尽くした場合、最後の手段として、なんらかの圧力あるいは「力」を使う。ミリタリーの場合、武器を持っており、暴力を抑えるために武器を使用せざるを得ない場合もあるかもしれない。しかし、文民の平和維持要員もさまざまな手段を持つており、それらが軍事力よりも威力を發揮することもある。そもそも国連PKOが現地で受け入れられて活動できるのは、彼らが携行している武器の力の威圧によるというよりも、彼らが使用している国連のシンボル(国連旗とブルーヘルメット)がその地域の平和を維持しようとする国際社会の意思を示しているからだという見方もできる。

国際機構に加えて、平和維持活動に従事するNGOも増えている(Moser-Puangsuwan and Weber eds. 2000)。この種のNGO活動は、一九八一年に創設された国際平和旅団(Peace Brigades International; PBI)の活動から始まった(Kaldor 2007: 35)。PBIの活動は、こういったものである。せず、紛争地の人権団体などからの依頼で数人から数十人規模の非武装の外国人ボランティアを現地に派遣する。彼らは武装集団から狙われている人権派弁護士等に一四時間付き添うことで彼らを護衛する。外国人ボランティアの存在は「国際社会が見ていてるぞ」というメッセージを武装集団に送っている。外国人ボランティアという国際社会の目が暴力を抑止するのである。一九八〇年代のニカラグアにおいては、平和のための証人(Witness for Peace)というNGOのメンバーとしてニカラグアの村に入つて行った米国人の存在が、反政府勢力からの攻撃を抑止したという事例がある。このような考え方方に立脚するNGOとして新しいもの

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

は、世界中の平和NGOが二〇〇一年にインドに集まつて設立した非暴力平和隊(Nonviolent Peaceforce)である。非暴力平和隊は現在、フィリピン、南スチーラン、ミャンマーにおいて活動している(君島編著一〇〇八、君島一〇〇九)。

国連においても、平和維持活動の概念を拡大して、紛争地における文民保護にNGOが果たす役割を強化しようとする動きがある。一例を挙げるならば、国連訓練調査研究所(United Nations Institute for Training and Research: UNITAR)とNGO非暴力平和隊は、両者の協力関係を樹立する覚書を二〇一〇年に締結して以来、紛争地における文民ワーカーの役割を拡大する可能性を追求してきたが、紛争地における文民ワーカーの能力強化のためのオンライン教育プログラムを共同開発して、二〇一五年からオンライン教育を開始することになった。このオンライン教育は、文民による平和維持の原理・方法・スキルを総合的に学ぶものとなっている(UR L②)。

これらのNGOは紛争地の人々の要請によってチームを派遣するのであるが、あらゆる紛争地においてこの方法が有効であるというわけではない。紛争地の状況によって、文民による平和維持活動が可能であるところと可能でないところとがある。

グローバルな市民社会による積極的平和主義

文民・NGOによる平和維持活動は、グローバルな市民社会が暴力の抑制に取り組む一つのかたちである。カルドーは、「人道的介入の一〇年(一九九一—二〇〇〇年)」という論稿の中で、人道的介入の議論と実践が活発化した一九九〇年代を総括して、「さまざまやり方で人道的介入の問題に焦点を当て

るグローバルな市民社会団体が著しく増加した」とは特筆すべき」と述べている(Kaldor 2007: 70)。これからグローバルな市民社会による非暴力的介入の可能性を拡大していく」とはわれわれの課題の一つであろう。これはグローバルな市民社会による安全保障の実現である。

二〇一三年一二月に日本で初めて策定された国家安全保障戦略は、日本の安全保障政策を統括し方向づける概念として「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を掲げた。この「積極的平和主義」の概念は、一九九〇年代以前の孤立主義的であった日本の平和主義を「一国平和主義」「消極的平和主義」と捉えて、それに対するアンチテーゼとして生まれてきた概念であり、国際社会における自衛隊の役割・活動範囲の拡大を志向する概念である。日本国憲法の平和主義からこの「積極的平和主義」が導かれたのではなくて、この「積極的平和主義」に適合するように日本国憲法九条を改変することが追求されている。

しかしながら、積極的平和主義を実現する重要な担い手は、自衛隊というよりも、グローバルな市民社会・日本の市民社会であると筆者は考える。前述したようなNGOの活動がグローバルな市民社会の積極的平和主義を示しているのである。

4 憲法九条と自衛隊の矛盾の克服——その人類史的意味

絶対平和主義と漸進的平和主義のダイナミックス

戦後日本の平和主義／安全保障構想を特徴づけるのは、憲法九条と自衛隊の矛盾・緊張関係である。

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

この矛盾・緊張関係をどのように捉えるか、そしてこの矛盾をどのような方向で克服しようとするのかが、われわれの最大のテーマである。これに関しては、英國の政治学者、マーティン・キーデルによる平和主義概念の精緻な分析・整理が参考になる。

戦争と平和に関する思想は、伝統的には、現実主義(realism 戰争の正／不正を議論しない)、正戦論(Just war theory 戰争の正当化条件の探究)、絶対平和主義(pacifism 一切の戦争・軍事力の否定)の三つに大別する類型論で考えられてきた。しかしこの三分法は大雑把すぎるであろう。特に、絶対平和主義と正戦論の間の区別が大雑把すぎる。絶対平和主義と正戦論の間に、もっと微妙なニュアンスの違いがあるはずである。キーデルは、戦争と平和に関する思想について非常に精緻な分析をしたうえで、次のような類型論を提示する(Ceadel 1987)。

もともと戦争肯定の立場として、軍国主義(militarism)がある。次に、他国への武力介入を辞さない介入主義(crusading)がある。全体の真ん中に、防衛主義(defencism)がある。これは攻撃的でなく防御的な一定の軍備が平和をつくると考える立場である。次に、漸進的平和主義(pacifism)がある。これは、長期的な目標としての戦争の廃絶はあきらめないが、暫定的には防衛のための軍事力の保持と行使を容認する立場である。そして、戦争肯定の対極に、絶対平和主義(pacifism)がある。これは一切の軍事力の保持と行使を認めない立場である。

キーデルの類型論のポイント・価値は、絶対平和主義(パシフィズム)と漸進的平和主義(パシフィシズム)を区別して析出したことであろう。歴史的にみて平和主義というと、これらの両方の潮流、考え方が未分離のまま、相互補完的に存在していく、絶対平和主義ではなくて漸進的平和主義の方が主流とい

えるのであるが、キーデル以前にはこのダイナミックスが自覚されていなかつたといえる。パシフィシズムに本章は漸進的平和主義という日本語訳を当てる。なぜならば、パシフィシズムは、長期的な視点に立つて、制度改革、国際秩序の変革を重視して、戦争の廃絶を実現しようとするからである。⁽³⁾

戦後日本の平和主義もまた、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の要素を持つていたであろう。憲法研究者、平和運動、革新政党の間では自衛隊違憲論が主流であり、絶対平和主義の傾向が強かつたであろうが、一般市民の間では、憲法九条も自衛隊も支持するという世論調査の結果が示すように、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の要素が未分離のまま存在していたというべきであろう(山本)100六二一八一一九)。

憲法九条と自衛隊に関するこれまでの日本政府解釈は、憲法研究者、平和運動、革新政党の自衛隊違憲論^②絶対平和主義との緊張関係の中で、自衛隊の存在と行動を憲法九条の武力行使禁止・戦力不保持の枠内にとどめなければならないという要請の中で模索された「努力」の結果である。⁽⁴⁾それは、キーデルの類型論によれば、防衛主義の要素を持ちつつも、主として漸進的平和主義の枠内にあつたと思われる⁽⁵⁾。日本の安全保障政策を主として漸進的平和主義の枠内にとどめ続け、防衛主義から介入主義の方へ変容させないことが現時点でのわれわれの重要な課題であろう。

矛盾克服の的方向性——われわれの安全保障

現在の日本には、憲法九条によって軍事的主権が制限された戦後日本——「戦後レジーム」——を嫌悪して、憲法九条改正により軍事力の制限を解き放ち、「国際標準の普通の国」になろうとする動きがあ

ある。しかし、冷戦時代に核兵器の相互抑止によつて軍事力行使の有効性が失われて以来、軍事力行使による紛争解決・秩序形成が長期的にみて成功したとはいえないであろう。平和がこわれた地域で、空爆によつて平和が回復された事例をみつけるのは難しい。

憲法九条の下での自衛隊の存在と行動は、矛盾のかたまりである。日本政府は、自衛隊の存在と行動が憲法九条に違反しないことをどこまでも説明しなければならない。矛盾がどんなに大きくなろうとも、政府にこの説明責任・举証責任を負わせる規定として憲法九条の意義が減じることはない(君島)1007・110)。

憲法九条と自衛隊の矛盾は、いまの世界秩序の矛盾あるいは過渡期的性格——主権国家の軍事力行使によつて問題は解決できないが、それに代わる方法がまだ未発達である——を体現するものにはかならないであろう。そう考えると、憲法九条と自衛隊の矛盾は、戦後世界秩序の「例外」というよりもむしろ「本質」——過渡期的性格——をあらわしているともいえよう。

問題は、この矛盾をどのような方向で克服しようとするのか、である。人類史的視点に立つならば、憲法九条と自衛隊の矛盾については、自衛隊の軍隊化の方向(自衛権・軍事力強化)ではなくて、憲法九条の方向(主権の制限、軍事力否定)への克服の努力がなされ続けるべきであろう。戦後日本においては、絶対平和主義と漸進的平和主義の双方が互いに無自覚のまま共存していたと思われるが、絶対平和主義と漸進的平和主義の相互補完性はこれからも妥当する。絶対平和主義||自衛隊違憲論が存在し続けることが、漸進的平和主義||日本政府解釈をより強固な理論に鍛え上げるのである。

憲法九条と自衛隊の矛盾を憲法九条の方向で克服するということは、あらゆる側面において、ミリタリーの役割を縮減し、文民・市民の役割を拡大していくということを意味するであろう。「防衛」の側面についていえば、日米安保体制を強化して中国・北朝鮮に対峙するのではなく、東アジアの市民社会のネットワークをつくり出して、それが東アジア諸政府の戦争準備・戦争衝動を抑え込んでいくという方向性である。その一例として、現在、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict: GPPAC)というNGOのプロジェクトが、東北アジア全域(中国、台湾、香港、韓国、北朝鮮、モンゴル、極東ロシア、日本)の市民社会組織・NGOをネットワーク化して活動を続けている(君島)1008、11014)。11014年1月には、モンゴルのウランバートルで、東北アジア全域の市民社会組織の代表者の対話プロセス——「ウランバートル・プロセス」——が始まった。

また、グローバルな市民社会がミリタリーの抑制に取り組むかたちとして、NGOのイニシアティブによって政府——非同盟諸国政府であることが多い——を動かし、さらに国際機関を動かして、軍縮を実現するという方向性がある(君島)1005)。11014年4月、マーシャル諸島共和国が、核不拡散条約六条および慣習国際法にもとづく核軍縮義務違反として、核保有国九カ国を国際司法裁判所に提訴したが、この事例も同じ方向性である。NGOとマーシャル諸島共和国政府との緊密な連携がこの提訴の基礎にある(URL^③、URL^④)。

「国際平和協力」の側面についていえば、ミリタリーではなくて、文民による平和維持活動の可能性を拡大しようとする努力が、NGOおよび国連において見られることについて前述した。

以上のように、憲法九条が内包している世界秩序の指向性——すなわち、軍事力を変容させ、軍事力

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

依存を低下させる方向性⁽⁶⁾、軍事力に代わる平和維持・平和構築の方法を発達させる方向性、国家間の軍事力の対峙をグローバルな市民社会が抑え込んでいく方向性——、われわれがそのような方向性をめざしていくところに、われわれの安全保障がある。

- (1) クリストチャン・ピースメイカー・チームズは、本章で後述する文民による平和維持活動、あるいは非暴力的介入の一種で、国際平和旅団や非暴力平和隊などのNGOと同じ種類の活動をしている(片野一〇〇八)。
- (2) 韓国の憲法裁判所は、二〇〇六年、平澤米軍基地移転違憲確認訴訟の決定において、韓国憲法上、平和的生存権は存在するが、本件においてはこの権利が侵害されたとはいえないと述べた。同裁判所は、二〇〇九年の事件で、平和的生存権を認めた二〇〇六年の決定を変更したが、韓国においても平和的生存権に関する議論は活発化している(李一〇一〇)。

- (3) pacifism の日本語訳は難しい。藤原修は「相対平和主義」(藤原一〇〇四)、松元雅和は「平和優先主義」(松元一〇一三)、山本真理は「パシフィンズム」(山本一〇〇六)と訳している。キーデルは、pacifism を abolitionism(絶対主義)、pacifism を reformism(改革主義)と言ひ換えてある(Ceadel 2010)。
- (4) 横口(一九九四・一二九)と愛敬(一〇〇六・一六一)はの点を重視する。

- (5) 日本政府の憲法九条解釈について、浦田(一〇一一)、浦田編(一〇一三)および阪田編著(一〇一三)を参照。長谷部恭男の「穏和な平和主義」——自衛のための何らかの実力組織を保持することを完全には否定しない立場——も、漸進的平和主義と防衛主義の両方の要素を持っていると思われる(長谷部一〇〇四)。
- (6) ミリタリーをどのように変容させるか、変革するかについては、水島朝穂とヨハン・ガルトゥングの先駆的な研究が参考されるべきである(水島一〇〇八、ガルトゥング一〇一)。

参考文献

- 愛敬浩(一〇〇八)『改憲問題』ちくま新書
ウェスタッド、O・A(一〇一〇)『グローバル冷戦史——第三世界への介入と現代世界の形成』佐々木雄太監訳、名古屋大学出版会
- 浦田一郎(一〇一一)『自衛力論の論理と歴史——憲法解釈と憲法改正のあいだ』日本評論社
- 浦田一郎編(一〇一三)『政府の憲法九条解釈——内閣法制局資料と解説』信山社出版
- 片野淳彦(一〇〇八)「9・11以後のキリスト教平和主義——メノナイトの視点から」千葉眞編『平和運動と平和主義の現在』風行社
- ガルトゥング、ヨハン(一〇一一)「ミリタリーをどうするか——憲法9条と自衛隊の非軍事化」藤田明史編訳、『立命館平和研究——立命館大学国際平和ミュージアム紀要』一三号
- 君島東彦(一〇〇五)「核軍縮におけるNGOと政府の連携——「世界法廷運動」の意義と射程」愛敬浩一・水島朝穂・諸根貞夫編『浦田賢治先生古稀記念論文集 現代立憲主義の認識と実践』日本評論社
- (一〇〇七)「脱安全保障化」としての日本国憲法」千葉眞・小林正弥編著『平和憲法と公共哲学』晃洋書房
- (一〇〇八)「グローバルな立憲主義の現段階——NGOのプロジェクト『G P A C』を契機とする若干の考察」深瀬忠一・上田勝美・稻正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会
- (一〇〇九)「非暴力の人道的介入、非武装のPKO」君島東彦編『平和学を学ぶ人のために』世界思想社
- (一〇一四)「東アジア平和秩序への道筋——ミリタリズムを批判・抑制する力」『別冊法学セミナー』集団的自衛権容認を批判する』日本評論社
- 君島東彦編著(一〇〇八)『非武装のPKO——NGO非暴力平和隊の理念と活動』明石書店
- 古閑彰(一〇一三)『安全保障とは何か——國家から人間へ』岩波書店
- 小林武(一〇〇六)『平和的生存権の弁証』日本評論社
- 阪田雅裕編著(一〇一三)『政府の憲法解釈』有斐閣

III 立憲主義は新しい安全保障論にどう対応するか

笛本潤・前田朗編著(11011)「平和への権利を世界に——国連宣言実現の動向と運動」かもがわ出版
千葉眞(11009)「未完の革命」としての平和憲法——立憲主義思想史から考へる」岩波書店

内藤剛(一九八五)『核時代の思想史的研究』北樹出版

長谷部恭男(11004)『憲法と平和を問い合わせなおす』ちくま新書

バーン、カイ&マーティン・シャーウイン(11007)『オッペンハイマー——「原爆の父」と呼ばれた男の栄光と悲劇』上・下、河邊俊彦訳、P.H.P.研究所

反差別国際運動日本委員会編(11011)『平和は人権——普遍的実現をめざして』反差別国際運動日本委員会

梶口陽一(一九九四)『戦争放棄』梶口陽一編著『講座憲法学2 主権と国際社会』日本評論社
深瀬忠一(一九八七)『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店

藤原修(11004)『平和主義とは何か』藤原修・岡本三夫編『しま平和とは何か——平和学の理論と実践』法律文化社

——(11014)「日本の平和運動——思想・構造・機能」『国際政治』175号

松元雅和(11011)『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中公新書

水島朝穂(11008)『平和政策への視座転換——自衛隊の平和憲法的「解編」』深瀬忠一・上田勝美・稻正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会

山本真理(11004)『戦後労働組合と女性の平和運動——「平和国家」創生をめざして』青木書店
森原柱(11010)『韓国における平和的生存権』浦田一郎・加藤一彦・阪口正二郎・只野雅人・松田浩編『山内敏弘先生古希記念論文集 立憲平和主義と憲法理論』法律文化社

Beebe, Shannon D. and Mary Kaldor (2010) *The Ultimate Weapon is No Weapon: Human Security and the New Rules of War and Peace*, PublicAffairs.

Booth, Ken (1991) "Security and Emancipation," *Review of International Studies*, Vol.17, No.4.

Burke, Anthony (2013) "Security Cosmopolitanism," *Critical Studies on Security*, Vol.1, No.1.

Caeael, Martin (1987) *Thinking about Peace and War*, Oxford University Press.

——— (2010) "Pacifism versus Pacificism," in Nigel J. Young ed., *The Oxford International Encyclopedia of Peace*, Vol.3.

Gish, Peggy Faw (2013) *Walking Through Fire: Iraqis' Struggle for Justice and Reconciliation*, Cascade Books.

Jackson, Robert H. (1990) *Quasi-states: sovereignty, international relations and the third world*, Cambridge University Press.

Kaldor, Mary (1999) *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford University Press.(山本貳蔵・渡辺正樹訳『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』岩波書店 110011年)

——— (2007) *Human Security: Reflections on Globalization and Intervention*, Polity Press.(山本貳蔵・柳達郎・野崎義嗣訳『人間の安全保障』訳——グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局 11011年)

Katzenstein, Peter J. (1996) *Cultural Norms and National Security: Police and Military in Postwar Japan*, Cornell University Press.(有賀誠訳『文化の国際——戦後日本の警察&軍隊』日本経済訳譜社 110011年)

Moser-Puangsuwan, Yeshua and Thomas Weber eds. (2000) *Nonviolent Intervention Across Borders: A Recurrent Vision*, Spark M. Matsunaga Institute for Peace, University of Hawaii.

Shulman, Mark R. (2008) "The Four Freedoms: Good Neighbors Make Good Law and Good Policy in a Time of Insecurity," *Fordham Law Review*, Vol.77, Issue 2.

Wallis, Timmon (2010) "Civilian Peacekeeping," in Nigel J. Young ed., *The Oxford International Encyclopedia of Peace*, Vol.1.

ロビー・トーマス(2011)「国民の平和運動」

- ① <http://plottingpeace.wordpress.com/2014/09/15/on-not-repeating-the-tried-ways-that-havent-worked/>
- ② <http://www.nonviolentpeaceforce.org/unarmed-civilian-protection-course-introduced-un>

高橋雅人(たかはし・まさと) 第9章

1980年生。早稲田大学比較法研究所招聘研究員。憲法学。「ドイツにおける行政の民主的正当化論の一断面」『早稲田法学会誌』他。

君島東彦(きみじま・あきひこ) 第10章

1958年生。立命館大学国際関係学部教授。憲法学、平和学。『非武装のPKO——NGO非暴力平和隊の理念と活動』(編著、明石書店)、『戦争と平和を問い合わせる——平和学のフロンティア』(共編著、法律文化社)他。

④ ③
<http://lcmp.org/RM/index.html>
<http://en.jalana.de/>